

菊陽町中期財政計画

令和7年度～令和11年度



菊陽町 総務部 財政課

令和7年6月



《目次》

第1章 中期財政計画の概要

1. 中期財政計画策定の意義	1
2. 計画の目的	1
3. 計画期間	1
4. 会計単位	1
5. 計画の見直し	1

第2章 財政収支見通しについて

1. 推計方法	2
2. 収支見通し	5

第3章 健全な財政運営の持続に向けて

1. 財政目標	8
2. 健全な財政運営のための取組について	9

第1章 中期財政計画の概要

1. 中期財政計画策定の意義

内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」において、過去投影ケースでは国・地方のプライマリーバランス対GDP比は、2034年度に0.2%の赤字とされており、また、国・地方の公債等残高対GDP比は、2034年度は207.1%と見込まれています。

本町の財政は、人口の増加や企業の進出などの影響もあり、年々税収は増加しています。しかしながら、人口の増加による学校施設や保育施設等の整備、交通量の増大による道路整備などにより、地方債残高が増加している状況です。

このような中、今後も引き続き町民のニーズに即した行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、中期的な視点に立った財政計画を策定するものです。

2. 計画の目的

- ① 現在の財政状況を把握し、中期的な財政収支の見通しを立て、今後も健全な財政運営を継続するための方策等を明らかにし、将来に渡って安定した行政サービスを提供する。
- ② 各種計画策定や予算編成における指針とする。

3. 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 会計単位

対象とする会計単位は、普通会計とします。なお、普通会計を構成する会計は、次のとおりです。

- ・一般会計
- ・土地取得特別会計

5. 計画の見直し

財政収支見通しについて、翌年度の予算編成の指針としての役割も有するため、毎年度、税制改正や地方財政対策等による影響などを踏まえて見直しを行います。

菊陽町中期財政計画

第2章 財政収支見通しについて

1. 推計方法

【前提条件】

- ①推計期間 : 令和7年度から令和11年度
②対象会計 : 普通会計（一般会計、土地取得特別会計）

- ③経済成長率 : 経済成長率は考慮しない
④算定方法 : 各項目の算出方法は以下のとおり

【歳入】

款	費目	算定方法
1 地方税	個人町民税	現年：過去3年の伸び率から推計 滞繰：R3～R5決算額の平均額を固定
	法人町民税	現年：過去3年の伸び率から推計 滞繰：R3～R5決算額の平均額を固定
	固定資産税	現年：過去3年の伸び率から推計し、特別な要因を加算 滞繰：R2、R4～R5決算額の平均額を固定
	軽自動車税	現年：過去3年の伸び率から推計 滞繰：R3～R5決算額の平均額を固定
	たばこ税	R5決算額を固定
2 地方譲与税	地方揮発油譲与税	過去3年の伸び率から推計
	自動車重量譲与税	過去3年の伸び率から推計
	航空機燃料譲与税	過去3年の伸び率から推計

款	費目	算定方法
3	利子割交付金	R5決算額を固定
4	配当割交付金	R5決算額を固定
5	株式等譲渡所得割交付金	R5決算額を固定
6	法人事業税交付金	R5決算額を固定
7	地方消費税交付金	R5決算額を固定
8	ゴルフ場利用税交付金	R5決算額を固定
10	環境性能割交付金	R5決算額を固定
11	固有提供資産等所在市町村交付金	R5決算額を固定
12	地方特例交付金	R5決算額を固定
13 地方交付税	普通交付税	R6算定額に税収増加分の基準財政収入額算入分（75%）を減額 ※ 算定の結果、R7以降0になると見込んでいる。
	特別交付税	※ 算定の結果、R7以降0になると見込んでいる。

菊陽町中期財政計画

【歳入】

款	費目	算定方法
14 交通安全対策特別交付金		R 5 決算額を固定
15 分担金及び負担金	負担金	過去 3 年の平均額
16 使用料及び手数料	使用料	過去 3 年の平均額
	手数料	過去 3 年の平均額
17 国庫支出金	社会保障関連等（経常）	前年の額に人口の伸び率を乗じた額
	建設事業費充当分	所要見込額による算定
	その他	過去 3 年の平均額
18 県支出金	社会保障関連等（経常）	前年の額に人口の伸び率を乗じた額
	建設事業費充当分	所要見込額による算定
	その他	過去 3 年の平均額
19 財産収入	財産貸付収入	R 5 決算額を固定
	財産売払収入	財産処分等見込額による算定

款	費目	算定方法
20 寄附金	ふるさと納税	R 5 決算額を固定
	企業版ふるさと納税	R 5 決算額に所要見込額を加算
21 繰入金	財政調整基金繰入金	
	減債基金繰入金	
	特定目的基金繰入金	
	その他繰入金	
22 繰越金	純繰越金	
	繰越事業充当繰越金	
23 諸収入	経常	R 5 決算額を固定
	臨時	R 5 決算額を固定
	その他	所要見込額による算定
24 町債	臨時財政対策債	普通交付税算定と同様 ※ 算定の結果、R 7以降0になると見込んでいる。
	建設事業充当分	所要見込額による算定

菊陽町中期財政計画

【歳出】

款	費目	算定方法
1 人件費	議員報酬	R 5 決算額を固定
	委員等報酬	会計年度任用職員以外：過去 5 年の平均 会計年度任用職員：過去 3 年の平均
	特別職給料	R 5 決算額を固定
	職員給	過去 3 年の伸び率
	共済費	過去 3 年の平均
	その他	R 5 決算額を固定
2 物件費		経常：過去 3 年の伸び率 臨時：過去 3 年の平均
3 維持補修費		過去 3 年の平均
4 扶助費		前年の額に人口の伸び率を乗じた額
5 補助費等	一部事務組合	過去 3 年の平均

款	費目	算定方法
5 補助費等	その他	経常：過去 3 年の平均 臨時：R 5 決算額を固定
6 普通建設事業費	補助事業費	所要見込額により算出
	単独事業費	所要見込額により算出
	県営負担金	所要見込額により算出
7 公債費	元利償還金（既発）	R 5 借入分までを、償還計画に基づき算出
	元利償還金（新発）	所要見込額により算出
8 積立金		事業の所要見込額を考慮のうえ算定
9 投資及び出資金		R 5 決算額を固定
10 貸付金		R 5 決算額を固定
11 繰出金		過去 3 年の平均

菊陽町中期財政計画

2. 収支見通し

【歳入】

単位：百万円

科目	R7	R8	R9	R10	R11
地方税	10,220	13,741	12,331	11,724	11,310
地方譲与税	210	212	213	214	215
各種交付金	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367
地方交付税	0	0	0	0	0
分担金・負担金	211	224	212	216	217
使用料・手数料	181	179	179	180	179
国・県支出金	6,764	5,387	5,698	6,345	5,192
繰入金	628	393	351	678	472
繰越金	502	370	641	588	381
地方債	3,394	1,959	3,205	3,665	2,616
その他	500	500	500	500	450
歳入合計	23,977	24,332	24,697	25,477	22,399

菊陽町中期財政計画

【歳出】

単位：百万円

科目	R7	R8	R9	R10	R11
人件費	2,218	2,285	2,360	2,429	2,493
扶助費	5,534	5,573	5,612	5,652	5,692
公債費	1,531	1,664	1,734	1,963	2,156
（義務的経費計）	9,283	9,522	9,706	10,044	10,341
物件費	3,195	3,264	3,311	3,347	3,374
補助費等	2,577	2,520	2,465	2,482	2,485
繰出金	1,197	1,202	1,192	1,197	1,197
積立金	534	2,945	1,353	479	191
普通建設事業費	6,661	4,076	5,921	7,386	4,414
その他	160	162	161	161	162
歳出合計	23,607	23,691	24,109	25,096	22,164

菊陽町中期財政計画

【収支】

単位：百万円

項目	R7	R8	R9	R10	R11
収支（歳入－歳出）	370	641	588	381	235

※翌年度の繰越金に計上

【基金・地方債年度末残高】

単位：百万円

項目	R7	R8	R9	R10	R11
財源調整機能を持つ基金※の残高	2,975	3,585	3,967	3,748	3,497
うち財政調整基金	2,586	3,196	3,578	3,359	3,108
地方債残高	21,376	21,154	22,141	23,390	23,441

※財政調整基金及び減債基金の合計

第3章 健全な財政運営の持続に向けて

1. 財政目標

(1) 財源調整機能を持つ基金について、標準財政規模の30%以上を確保する。

災害発災時において緊急的に支出を要する場合や、収支が不足する年度等に対応するため、年度間の財源調整機能を持つ基金（財政調整基金及び減債基金の合計）について、計画策定時の標準財政規模（令和6年度）の30%以上を確保することとした。

(2) 実質公債費比率を7%以内に抑える。

地方債には、財源不足の補填という側面だけでなく、後世代との負担の公平性を図る機能もあるため、活用は行うものの、地方債残高を一定程度抑制するために、類似団体の状況も考慮し、計画の最終年度である令和11年度において、実質公債費比率を7%以内に抑えることとした。

2. 健全な財政運営のための取組について

① 収入の確保について

○町税等収納率の向上

町税などについて、多様な収納方法を整備し納税者等の利便性向上に努めるとともに、差押などの滞納処分を強化し、収納率の向上を図る。

○ふるさと納税や企業版ふるさと納税による収入の確保

ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度を効果的に活用し、事業の財源確保を図る。

○遊休資産の活用による収入の確保

現在遊休資産となっている財産について、今後の利活用の可能性等を考慮しながら積極的に売却等を進め、財産収入及び固定資産税収入の確保を図る。

○受益者負担の原則に基づく使用料等の見直しの検討

住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則の観点から、コストに対して低価な使用料等となっているものについて、施設維持管理費やイベント等にかかるコストなどをしっかり把握し、適正な使用料等の見直しを検討する。

② 支出の抑制について

○経常的経費の削減

会計年度任用職員制度の導入、今後も見込まれる人口の増加並びに社会保障費の増大など経常的な経費が増加していくことが見込まれる。そのため、経常的な経費を抑制するために以下の取り組みを検討する。

- ・自治体DXの推進による業務量の縮減と人件費の抑制
- ・アウトソーシングの導入による業務の効率化
- ・PPP/PFIの積極的な活用による公共施設等の新設、改修、運営、施設管理コストの見直し

○投資的経費の平準化及び財源の確保

インフラ整備や施設整備においては、多額の費用を要するため、事業の効果や目的及び緊急度等を勘案し、可能な限り平準化を図るとともに、必要な事業費に対する国・県補助金の確保や地方債の活用などに取り組む。

また、公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき施設の老朽化や利用状況、維持管理費の状況等を勘案し、適正な配置や長寿命化等を計画的に進めていく。

○予算編成における経費の削減

予算編成において、当該年度の歳入の状況に応じて、可能な限り財政調整基金等の繰入によることなく編成するために、事業内容の精査及びシーリング等による予算の削減を徹底する。